

# 一般規程

## 1 目的

本規程は、会則第41条に基づき会則を補完するものとして定める。

## 2 専門部長及び班長の体制・任務

### 2.1 専門部長

- (1) 各専門部に専門部長を1名おき、各専門部長は役員に就任する。なお、専門部長を補佐するため、副部長を1名おく。
- (2) 専門部長は、担当部門における事業の企画、立案および実施を主導する。

### 2.2 班長

- (1) 各班に班長1名をおき、班長は役員に就任するか、またはいずれかの専門部に所属する。
- (2) 各班長は、班内の連絡、資料の配布、会費の集金、行事参加勧誘等を行い、班ごとに行う諸行事の責任者となる。なお、班長業務の詳細は、別途定める。

## 3 役員等の選出及び任期

- (1) 役員は、次の候補者の中から次年度班長間の合議のうえで選出し、総会で承認を得る。
  - (ア) 一般会員で、会員2名以上の推薦を受けて立候補した者
  - (イ) 会長、副会長、事務局長については、役員推薦委員会が推薦する立候補者。但し、前号(ア)が優先する。
  - (ウ) 次年度班長で立候補した者
  - (エ) 次年度班長間での互選により選出された者
- (2) 班長は、各班での輪番その他の方法で選出する。
- (3) 役員、班長に欠員が生じた場合は、前記各項の方法に従って補充することができる。
- (4) 役員の任期は、総会から次年度総会までの1年とする。但し、再任を妨げないが、任期は2年を限度とする。
- (5) 班長の任期は総会から次年度総会までの1年とする。但し、4月1日より所定の任務に就くことができる。
- (6) 欠員により補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 4 役員及び班長候補者の免除条項

- (1) 役員は満80歳になればその任に就かないこととする。但し、本人が承諾すれば、この限りではないが、85歳を超えることはできない。
- (2) 班長は満85歳になればその任に就かないこととする。
- (3) 上記の項目を申請せんとするものは年齢を証明する文書(免許・健康保険証等)あるいはその写しを提示しなければならない。

## 5 総会

### 5.1 総会の構成員

会則第17条、及び第20条でいう総会員は、会則第38条、第39条を議決の対象とする以外は、1世帯を1会員として、その総数をいう。

### 5.2 総会の定足数

会則第20条でいう総会員、及び第23条でいう会員は、会則第38条、第39条を議決の対象とする以外は、1世帯を1会員とする。

### 5.3 表決権

5.2における表決権は、会則第38条、第39条を議決の対象とする以外は、1世帯1表決権とする。

## 6 解散時の総会手続き

会則第38条、第39条を議決の対象とする総会にあっては、その定足数を満たす出席数の確認は、当該総会開催前に役員会においてその方法を定める。

## 7 定期総会の議案書

定期総会の議案書は、現役員が次年度の役員の協力を得て作成し、招集通知と併せてすくなくとも開催日の 7 日前までに全会員に配布しなければならない。

## 8 班長会・専門部会

- (1) 専門部会は、当該専門部員をもって構成され、必要に応じて当該部長がこれを招集して部内の問題を処理する。
- (2) 班長会は、役員、班長をもって構成され、会長がこれを招集して次の任に当たる。
  - (ア) 班の問題の調整と解決
  - (イ) 班長会に関連する規程の改廃の承認
  - (ウ) その他、役員会が必要と認める事項の承認
- (3) 前記に定める会議は、成員の3分の2以上の参加で成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。

## 9 委員会

- (1) 本会の目的遂行を促進するため、次の委員会をおくことができる。  
実行委員会、諮問委員会、特別委員会、運営委員会
- (2) 実行委員会は、会長が招集し、夏祭り等の行事の実施に当たる。
- (3) 諮問委員会は、会長が招集し、会長の諮問にこたえて特定の問題を検討し、必要な助言を行う。
- (4) 特別委員会は、会長が招集し、特定の目的のための調査研究などを行う。
- (5) 運営委員会は、会長が招集し、長期にわたる運営を通してその目的を実効化する。
- (6) 各委員会は、目的の完了時をもって解散し、委員の任期は終了する。

## 10 自治会費等

自治会費額及び入会金額は、総会の議決を経て定めなければならない。

## 11 組織図

自治会活動を円滑に行うため関係部門との組織図を制定する。なお、組織図の改訂廃止は役員会で審議・決定し、自治会員に周知する。

## 12 本規程の改訂廃止

本規程は、役員会の承認を得て改訂廃止する。

## 13 付則

本規程は、2024 年 1 月 21 日から施行する。

### 制定改訂履歴

制定改訂	年月日	制定のいきさつ、及び改訂箇所とその理由
制定	2013.04.14	自治会を法人化するために会則が全面的に改訂されるに伴い、従来の会則に定められていた事項の一部をここに移行し、総会に関する規定を補完して新規制定した。
改訂 A	2015.04.12	新たに 10 組織図を追加した。
改正 B	2020.06.05	会則の改正に伴い、関連規定 1 および 11 を改正した。
改定 C	2024.01.21	4 役員及び班長候補者の免除条項を追加した。